

平成 30 年度ベジプラス 100&塩 eco 推進事業委託に係る企画提案募集要領

1 趣旨

宮城県においては、働く世代（20～40 歳代）の野菜摂取量が目標 350g に対して約 100g 不足している。また食塩摂取量も全国と比較して高い傾向がある。

働く世代の健康づくりへの意識を高めることを目的として、新たな情報発信方法を通じ、ベジプラス 100&塩 eco 事業を創出し、定着を図る。

なお、本業務は、当該事業に精通している専門家が持つアイデアや企画力等を必要とし、価格競争では成果を期待しにくい業務であるため、企画提案コンペ方式を採用し受託候補者を選定する。

2 委託業務名

平成 30 年度ベジプラス 100&塩 eco 推進事業

3 委託業務内容

別紙「平成 30 年度ベジプラス 100&塩 eco 推進事業委託仕様書」のとおり

4 委託期限

契約締結の日から平成 31 年 3 月 15 日（金）

5 事業費 委託上限額

金 3, 157, 000 円

（うち消費税及び地方消費税の額 金 234, 000 円）

6 企画提案に応募できる資格要件等

以下の全てに該当する者のみ、企画提案コンペに応募することができる。

- (1) 宮城県に活動拠点（本店又は営業所等）を有し、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成 9 年 11 月 1 日施行）に掲げる資格制限の要件に該当しない者であること。
- (4) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (8) 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

7 企画提案事項

- (1) ベジプラス 100&塩 eco キャンペーンの企画と実施

イ 働き盛り世代を主な対象として「減塩」や「野菜摂取量の増加」の重要性を啓発し、日常的に取り組めるような仕組みを創出する提案

ロ 健康づくりをイメージアップさせるような工夫のある提案

ハ 平成 30 年 10 月から一定期間実施する提案

ニ 企業の強みを活かしたオリジナルの提案

- (2) 野菜摂取量の増加と減塩の推進に関する広報
働く世代（20～40歳代）へ向けた効果的な広報に関する提案
- (3) 野菜摂取量の増加と減塩の推進に関するPRグッズの制作
野菜摂取量の増加と減塩のPR活動の際に配布、掲示するPRグッズの提案
- (4) ベジプラス100&塩ecoレシピの企画
野菜摂取と減塩をテーマにしたレシピを制作することを見据えたレシピ用料理写真とデザインの作成に関する提案

8 スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始	平成30年6月4日（月）
質問受付期限	平成30年6月11日（月）午後5時
質問回答	平成30年6月12日（火）
参加申込書の提出締切日	平成30年6月19日（火）午後5時
企画提案書提出期限	平成30年7月3日（火）午後5時
選定委員会の開催	平成30年7月11日（水）
選定結果通知	平成30年7月中旬～下旬
契約締結	平成30年7月下旬

9 企画提案コンペ参加意向調査及び質問

本業務への参加希望及び質問がある場合は、次のとおり参加意向調査書及び質問書（様式第3号）を提出すること。

- (1) 質問受付期間
平成30年6月4日（月）から平成30年6月11日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法
「ベジプラス100&塩eco推進事業に係る企画提案コンペ参加意向調査書及び質問書（様式第3号）」をFAX又は電子メールにより提出
- (3) 提出先
宮城県保健福祉部健康推進課食育・栄養班
FAX：022-211-2637
電子メール：kensui-s@pref.miyagi.lg.jp
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、保健福祉部健康推進課ホームページに掲載する。ただし、掲載期限は平成30年7月3日（火）午後5時までとする。また、回答は、質問者の名を伏せた上で保健福祉部健康推進課ホームページに掲載するので、参加申込者は必ず他者の質問・回答を確認すること。
なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

10 企画提案参加申込書の提出

- (1) 提出期限 平成30年6月19日（火）午後5時まで
- (2) 提出書類
イ 企画提案参加申込書（様式第1号）：1部
ロ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第2号）：1部
- (3) 提出方法 郵送又は持参とする。
- (4) 提出先 宮城県保健福祉部健康推進課食育・栄養班
〒981-8570
仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県保健福祉部健康推進課 7階南側

11 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

- (1) 提出期限 平成 30 年 7 月 3 日（火）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出先 宮城県保健福祉部健康推進課食育・栄養班
〒981-8570
仙台市青葉区本町 3-8-1 宮城県保健福祉部健康推進課 7 階南側
- (4) 提出書類
 - イ 企画提案書（任意様式）10 部
※A 4 片面，ページ番号付きとし，提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。
 - ロ 事業経費見積書（任意様式）10 部
※仕様書の項目ごとに，数量，単位，単価を明示し，費用の内訳，積算根拠が分かるように記載すること。また，消費税及び地方消費税額の金額を算出し，合計金額を記載すること。
 - ハ 業務工程表（作業スケジュール）（任意様式）10 部
- (5) 留意事項
 - イ 提出された書類の差し替え，変更及び取消しは一切認めない。また，提出された書類は返却しない。
 - ロ 次のいずれかに該当する場合は，提出された企画提案書等は無効とする。
 - (イ) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合
 - (ロ) 本要領等の規定に従っていない場合
 - (ハ) 下記 12 のプレゼンテーションに参加しなかった場合
 - (ニ) 同一の事業者が 2 つ以上の企画提案書等を提出した場合
 - (ホ) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ，又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
 - (ヘ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗），第 93 条（心裡留保），第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - ハ 審査は提出された企画提案書等により行うが，企画提案書等の提出後，提案内容について説明を求めることがある。
 - ニ この企画提案の応募に係る全ての経費は，企画提案者の負担とする。

12 審査方法

県は，企画提案者の中から本業務の受注者を選定するため，次のとおり選定委員会を開催し，企画提案者によるプレゼンテーション及び選定委員による審査を実施する。

- (1) 開催日 平成 30 年 7 月 11 日（水）
- (2) 開催場所 宮城県庁 1101 会議室
- (3) 企画提案者によるプレゼンテーション
 - イ プレゼンテーションへの出席者は，事業者ごとにそれぞれ 3 人以内とする。
 - ロ 1 事業者当たりの持ち時間は，30 分以内（説明 20 分，質疑応答 10 分）とし，県が後日指定する時間割により事業者ごとに個別に行う。
- (4) 審査方法
企画提案書等の内容について書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し，最も優れていると判断される企画提案者を受注者として選定する。

(5) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、受注候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

(6) 審査内容

審査項目及び審査の視点は、次のとおりとする。

審査項目 及び配点	審査の視点	評価点
事業の企画 について	・企画名、コンセプトは適切か	10点
	・参加者に理解してもらえる内容であるか	10点
	・健康づくりをイメージアップさせるような内容であるか	10点
	・提案内容及び手法の実現性、独創性はあるか	10点
事業の運営 について	・業務の実施体制は適切か	10点
	・キャンペーンの手法は適切かつ効果的であるか	10点
	・企画の開催時期、開催期間は適切か	10点
	・キャンペーンに参加した県民からの意見、意識変容等を把握する手法は適切か	10点
その他	・業務全般を理解し、取組む意欲が見られるか	5点
	・経費の見積は適切か	5点
	・その他、本業務委託内で実現可能な独自の提案があるか。	10点
	また、その内容及び手法の的確性、実現性はどうか。	

(7) 選定結果の発表

審査後、書面にて参加者に通知する。なお、審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。

13 業務委託候補者選定後の取扱

県は、選定された企画提案者1者と、業務委託仕様書に基づき見積合わせを実施し、予定価格の範囲内で業務を委託する。また、業務の委託に際して、選定された企画提案書の内容をもとに加除修正し、最終的な仕様書として提示することができるものとする。

14 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (3) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による選定を延期又は取り止めることがある。
- (4) 提案者がいない場合には、選定委員会に諮った上で、再度募集を行うことができるものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある

15 問合せ先

宮城県保健福祉部健康推進課食育・栄養班 担当：門間・飯田

〒981-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1

TEL 022 (211) 2637

FAX 022 (211) 2697

e-mail: kensui-s@pref.miyagi.lg.jp